

スポーツ仲裁への自動応諾条項の採択

規程番号 VI-14
所管部 事業課

公益財団法人石川県体育協会が行った決定事項に対する競技者からの不服申し立てについては、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁により、解決されるものとする。

(理由)

公益財団法人日本体育協会及び公益財団法人日本スポーツ仲裁機構から、各都道府県体育協会に対して、競技者との対応が紛争に発展した場合に日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に基づく仲裁によって解決するするために、「仲裁への自動応諾条項」の事前の機関決定について依頼されている。

参考

・公益財団法人日本スポーツ仲裁機構

スポーツを巡る様々な争いを公平、適正かつ迅速に解決する場を提供する目的で平成15年に日本オリンピック委員会、日本体育協会、日本障害者スポーツ協会により設立された。

・スポーツ基本計画

「スポーツ基本法」を受けた「スポーツ基本計画」においても、日体協加盟団体等がスポーツ仲裁受諾条項を採択し、スポーツ紛争の迅速・円滑な解決のための環境を整備することが期待される旨、明記されている。

制定 平成26年3月13日

平成26年3月13日に開催された平成25年度第4回理事会で採択承認された。